

相談

■女性なんでも相談

秘密は厳守されます。

対象 女性

相談内容 子育てに関する
こと 法律に関すること(セ
クハラ・離婚など法律的な問

題) 一般(健康・家族・職
場や近所での人間関係など)

相談日 子育て・一般/毎月
第2土曜日 法律・一般/毎
月第2火曜日 いずれも午後
1時~3時

法律相談は午後1時~4時

ところ 福祉文化会館

予約受付 月/金曜日・午前
8時30分~午後5時(先着順)

申し込み先 企画課男女共同
参画室(☎20 3155)

■無料法律相談

弁護士が相談に応じます。

対象 法律問題に直面してお
困りの人

とき 8月16日(木)午後1
時~4時

ところ 市役所本庁舎

定員 8人(先着順)

申し込み 8月6日(月)か
らまちづくり推進課(☎20
3158)へ

■無料行政相談

行政相談委員が相談に応じ
ます。秘密は厳守されます。

とき 8月2日(木)と27
日(月)午後1時30分~4時

14日(火)午後1時~3時

ところ 2日/市役所市民
相談室 14日/さざんか会館

27日/トスク本店インフォ
メーションルーム

問い合わせ先 鳥取行政評価
事務所(☎24 5541)

■無料身障者相談

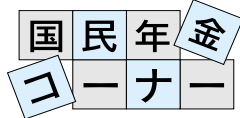
身体障害者相談員が相談
に応じます。

とき 毎週土曜日 午後1
時30分~4時

ところ 鳥取市障害者福祉セ

国民年金に加入している人(第1号被
保険者)が就職した場合、届け出が必要で
す。また、サラリーマンに扶養されてい
る配偶者(第3号被保険者)も届け出が必要
となります(妻に扶養されている夫も
同様)。届け出をせずに2年を過ぎた場合、そ
の期間は保険料の未納期間となり、将来の年
金額に影響しますのでご注意ください。

■問い合わせ先 保険年金課
(☎20 3205)



こんなときは 届け出を

手続きが必要なとき	<p>夫が就職(厚生年金・共済組合に加入)し、夫の扶養となったとき。 第1号 第3号</p>	<p>夫が退職(厚生年金・共済組合を脱退)したとき。 第3号 第1号</p>	<p>夫が一度退職し、再就職したとき。 第3号 第1号 第3号</p>	
	<p>結婚、収入の減少、サラリーマンの夫の扶養となったとき。 第1号 第3号 第2号</p>	<p>収入が増えた等、サラリーマンの夫の扶養からはずれたとき。 第3号 第1号</p>	<p>夫が加入する制度が変わったとき。 第3号 第3号 (厚生年金 共済組合) (共済組合 共済組合)</p>	
	<p>夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 夫の健康保険証</p>	<p>夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 退職年月日や、夫の扶養からはず れた年月日を証明できる書類など</p>	<p>夫婦の年金手帳か、 基礎年金番号通知書 印鑑 退職年月日を証明できる書類など 夫の健康保険証</p>	

住宅ローン・クレジット ・サラ金カード110番

司法書士が電話での相談に応じます。

とき 8月4日(土)午前10時~午後4時
電話番号 ☎24 4556

無料面接相談会

とき 8月26日(日)午前10時~午後4時
ところ 鳥取県司法書士会館(西町)

問い合わせ先 鳥取県司法書士会(☎24 7013)

歩こつ会8月例会

とき 8月5日(日)

コース 市民体育館・午前8
時30分集合/浜坂/護国神社
丸山交差点・午後2時解散
(歩行距離11キロメートル)

費用 無料

弁当や水筒、雨具は各自で
ご用意ください。

問い合わせ先 体育課(☎20
3371)

インター1階相談室
問い合わせ先 福祉課(☎20
3181)